

下水汚泥肥料化に係る施設導入可能性検討会開催要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、下水汚泥肥料化にかかる施設導入可能性検討会（以下「検討会」という。）の開催について、必要な事項を定めるものである。

(所掌事項)

第2 検討会は、次の事項について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 下水汚泥肥料化にかかる施設導入可能性検討に関すること。
- (2) その他必要な事項。

(構成)

第3 検討会は、別表に掲げる委員の出席をもって開催する。

(委員長及び副委員長)

第4 検討会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代理する。

(会議)

第5 検討会は、公営企業管理者が招集する。

- 2 公営企業管理者は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者を出席させることができる。

(検討部会)

第6 委員長が必要と認めるときは、検討部会を開催することができる。

- 2 検討部会は、第2に定める事項について、必要な検討等を行う。
- 3 検討部会に関する必要な事項は別に定める。

(事務局)

第7 検討会の事務局は、宮城県企業局水道経営課内に置く。

- 2 事務局は、検討会の庶務を委託することができる。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、公営企業管理者が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年1月27日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年9月30日限り、その効力を失う。

(別表)

下水汚泥肥料化に係る施設導入可能性検討会 委員

専門	氏名	所属	備考
経営	田邊 信之	宮城大学客員教授	県経営審査委員会委員 PFI 検討委員会委員
農業	渡部 徹	山形大学農学部教授	県下水道広域化共同化計画アドバイザー MMM 改善モニタリング委員
下水	大村 達夫	東北大学 名誉教授	PFI 検討委員会委員 MMM 改善モニタリング委員
流域	梶原 正義	石巻市建設部長	流域自治体
行政	關口 道	みやぎ米推進課長	肥料登録利用担当
行政	柴田 正義	都市環境課長	市町村下水担当